

◆ 学会動向 ◆

## 日本財政学会第62回大会

武田 公子 (金沢大学)

日本財政学会第62回大会は、2005年10月22・23日、一橋大学国立キャンパスにおいて開催された。以下は管見の限りでの同大会の印象・感想である。なお、報告者名等については、敬称を略させていただいた。

### <構成とテーマの特徴>

まず、今大会の構成上の特徴を幾つか挙げたい。第一に、セッションの編成上の工夫である。従来の自由論題・共通論題という区分を廃し、すべての報告を何らかのテーマの下に編成したことである。これによって、各セッションで個々の報告の間に関連性をもたせた討論が可能になったとともに、個別化された報告を梯子して会場を移動する煩わしさが大幅に減ったように思われた。但し、セッションに付すタイトルについては、内容をより反映させるよう、なお工夫の余地があるように思われた。

第二に、午前中のセッションの後に1時間程度の「特別セッション」を設けたことである。一日目は税務大学校、財務省主計局、総務省自治財政局といった政策現場に関わる実務家、二日目は税制調査会、地方財政審議会という場で提言を行う立場にある(あった)研究者、という人選であった。それぞれに興味深くはあったが、午前中のセッションの時間がその分短縮されてしまい、報告・討論時間が窮屈になってしまったことは残念であった。

第三に、各セッションのテーマについていえば、全般に地方財政ないし政府間財政関係論の比重がきわめて高かったという印象をもった。純粋に国家財政を扱うセッションは国税、金融政策、国際比較に関わるもののみで、その他は多かれ少なかれ地方財政・政府間財

政関係論に関わるセッションとなっていた。28の個別セッションのうち、地方財政関係が12を占めていた他、個別報告でカウントすれば、半数以上が地方財政・政府間財政論に関わるものであったといえる。分権化の潮流のなかで、地方財政の重要性が高まり、政府間財政関係抜きには国家財政をも論じることができなくなっている状況を象徴するように思われた。

第四に、今大会では国際比較・外国研究のセッションや報告がいつになく多く、しかも対象国もきわめて多様であったように思われた。以前私は、『財政と公共政策』第35号に投稿した拙稿において、第二外国語を必要とする地域の研究が減少気味であることに懸念を示した。しかし今大会では、ドイツ研究が久々に一つのセッションを成立させたこと、近年継続的に成立していた韓国に関するセッションとならんで、ベトナムを対象としたセッションが成立したことは注目に値する。またフランス、カナダ、アメリカ、スウェーデンといった欧米諸国と並んでロシアに関する研究報告も登場したように、国際比較の対象国が多様に展開されていたことも今回の大会の特徴として付け加えることができるだろう。とはいえ他方で、歴史研究は依然少なく、単独のセッションを構成できなかったのは少々寂しかった。

その他に今大会に特徴的なセッションとして、ソーシャルキャピタル、人的資本形成、協働・パートナーシップといった、それぞれ近年注目されるテーマを扱うものがあつたことも記しておくべきであろう。残念ながらこれらのセッションには参加できなかったが、参加された方からは是非感想を聞きたいものと思った次第である。

### ＜シンポジウム「少子化問題を考える——財政の役割？」について＞

正直なところを告白すれば、少子化問題が学会で取り上げられるたびに、私個人としては居心地の悪さを感じてきた。それには二つの理由がある。第一は、財政学会の構成員の圧倒的多数が男性であるのに、こうしたテーマを扱う場ではきまって報告者の構成が逆転するというところにジェンダーバイアスを感じてしまうためである。この点については、そもそもこのテーマに関わる研究者の構成に規定されているので、致し方ないのかもしれない。第二の理由は、婚姻や出産という個人の選択に対して財政という国家的なツールが何らかの干渉することに違和感を持つことである。したがって「財政の役割？」という問いかけには「No!」と言いたいのが本音である。コーディネーター（山重慎二）が、そもそも少子化は問題なのか否かというところから討論を始めようとされていたのは、まさにこうした感覚に配慮してのことと思われた。しかし、パネリスト（永瀬伸子、白波瀬佐和子、樋口美雄、大田弘子）の報告には、なるほどと思わせるものがあった。まず、メインの永瀬報告で指摘されたのは、そもそも現在の日本社会・経済システムが特定の家族形態（専業主婦・パート）に対するバイアスをもっており、政策的には共働き有子モデルへとシフトさせるべき余地はあるということであった。白波瀬報告は、少子化の原因と結果に関する疑念を示した上で、政策と個人の選択との間のタイムラグを考えれば政策が直ちに効果をもたらすとは考えにくく、長期的な観点での政策形成が必要とした。樋口報告は、労働市場流動化と不安定化の下で、個人レベルで出産・育児のコストがベネフィットを上回ると捉えられることに少子化の一因があるとし、少子化は社会・労働市場の歪みの反映であるとした。大田報告は、家族形態の価値観をめぐる議論が先行し、家族形態の多様化という現実を直視し対応する政策論議が欠如していると指摘し、多様な選択を可能にする柔軟性が政策に求められるとした。

永瀬報告の指摘するように、たしかに財政

システムにおいても、配偶者特別控除や国民年金第三号被保険者といった特定家族形態へのバイアスは存在してきた。これらは若年低所得層への社会的配慮という意味を付与されてきたのだが、他方でこのバイアスを助長してきた面も確かに否めない。さらに踏み込んで言えば、これまでの社会経済システムが立脚してきた特定の家族形態モデルが事実上崩れてきているにもかかわらず、システムの柔軟な転換が困難であるが故の問題、として少子化を把握すれば、ここに政策に関わる余地があるのかもしれない。そうなる政策対応が求められるのは、保育サービスの充実や育児休業の普及といった直接的な育児関連施策に限定されず、より根本的かつ広範な労働市場政策にあるのではないかと考えられる。報告の中でも「ワーク・ライフバランス政策」という表現が繰り返し用いられていたが、なるほどそういう意味なのか、と得心がいった次第である。

### ＜セッション横断的な諸論点＞

同一の時間帯にそれぞれに興味深い7つのセッションが並存するなかで、どの会場に行くかは悩ましいことではあった。以下では、私の関心——特に政府間財政関係——に沿って出席したセッションに限られるが（そのためまるで地方財政学会の印象記のようになってしまうが）、それらを横断する論点を挙げてまとめてみたい。なお、ここで触れた報告以外にも興味深いものは多数あったが、紙幅の関係上割愛せざるをえないことをご海容いただきたい。

まず、国庫補助負担金の整理と一般財源化をめぐる問題について、現在の「三位一体改革」における一つの焦点は、国があくまで責任をもつべきものと、自治体に一定の裁量を認めて一般財源化すべきものとの峻別をめぐる原則論であろう。平嶋彰英「わが国の地方財政制度の枠組みと三位一体改革」は、この問題に関して、国家としての優先事項と地方自治とのバランスを重視するという立場を示した。その上で、国庫負担金によって国の責任を明確にするものと交付税を通じて保障し

ていく部分とに峻別していくべきと主張した。小西砂千夫「地方財政における財源保障のあり方とわが国の交付税運営」では、交付税制度の本質を権能配分に対応する財源配分と捉え、交付税への依存度を下げするために権能配分のパターンを多様化すること（自治体の規模等によって権限移譲や一般財源化の度合いを変えること）を提起した。しかしこの提起は、討論者（深谷昌弘）が指摘したように、地方制度の重層化・複雑化をもたらすという点で現実味に欠けるものと思われた。他方、小西報告での地方財政計画と交付税財源の量的関係性が全く遮断されていることの問題視と地財計画の歳出規模と国民負担の同時決定の仕組みの必要性、という指摘は首肯できるものであった。この点については平嶋報告でも、地方財政計画の中には国による義務付けによる事務で詳細な算定根拠を持つ部分と、自治事務保障部分として概算的な部分とが同居している現状が指摘されていたが、深谷コメントのなかでは、分権化にふさわしい財源付与のあり方として、詳細な算出根拠に基づいて積上げる方式より、人口や面積にリンクした財源保障が望ましいのではないかと提起があった。

また、国庫負担金の廃止が公共サービスの地域格差に繋がることへの懸念に関しては、木村陽子「義務教育費国庫負担金について」が歴史研究を踏まえた検証を試みていた。すなわち、1949～52年には地方財政平衡交付金導入に伴い義務教育費国庫負担金が一時的に廃止されたのだが、この時期に義務教育費の地域格差（教員給与や教員数で測定）は拡大せず、教育条件の低下も見られなかった、とのことである。しかし問題はこの事実が何

を含意するかということであろう。討論者（今井勝人）は、逆の因果関係、すなわち国庫負担金制度は学校編成標準法を維持するための制度であったことを指摘し、格差を生じなかったのはこの標準法の規制の故であるとした。

また、税源移譲に伴って財政調整制度の役割が注目される場所であるが、これについてはドイツとの比較研究の中で興味深い報告がなされた。半谷俊彦「課税自主権と財政調整の関係について」は、ドイツ市町村財政の規模別・機能別比較を通じて、課税自主権の拡張と財政調整の縮小とをバスターとして捉えることへの反論を試みたものである。市町村の税収は地域格差の大きい課税ベースに規定されるところが大であり、課税自主権の行使は財政調整による歳入の保障を前提としてのものである、と結論付けた。飛田博史「日本の財政調整において『歳入調整』は可能なのか」は、わが国の交付税改革論議でドイツ型の「歳入調整」の導入を主張する意見があることに鑑み、その妥当性を考察したものである。結論としては、ドイツでは財政調整以前に共通税分与を通じて州財政収入の7割が確保されていることや市町村財政調整は州によって多様であること等から、単純に日本に援用することには問題があるとのことであった。

「三位一体」というまさに進行中の改革に関しては、以上のような多くの論点があるのだという認識を新たにした。それだけに、この改革は拙速を避け、十分な議論を積み重ねて結論を出すべきものと改めて思った次第である。